

議案第21号

二宮町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方分権改革に関する対応方針に基づき介護認定審査会等の委員の任期についての措置を講ずるため、介護保険法施行令が改正されたことから、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例

二宮町介護保険条例（平成12年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（介護認定審査会の委員の任期）

第2条の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、2年とする。

第4条第1項中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前に行われた二宮町介護認定審査会の委員の任命に係る当該委員の任期については、なお従前の例による。

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(介護認定審査会の委員の任期)</u></p> <p><u>第2条の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、2年とする。</u></p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 26,700円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）</u>第39条第1項第1号に掲げる者 26,700円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>